
シンポジウム講演

知的財産権への取り組みと弁理士の視点

飯田 昭夫

I わが国における最近の知的財産保護の取り組みと将来像

—知的財産関連人材の養成と知的財産の推進—

はじめに

- 1 知的財産をめぐる最近の動き
- 2 知的財産と知的財産権
- 3 産業財産権と著作権
- 4 法律改正と知的財産の今後の重要性
- 5 司法制度改革と大学の動き
- 6 知的財産専門家の国家試験・検定
- 7 知的財産専門家の育成・教育（私見）
- 8 大学における知的財産教育・研修の今後（私見）

II 弁理士の未来は明るい

—弁理士の仕事は意識改革でいくらでもひろがる—

- 1 弁理士の意識改革
- 2 専門分野の面からの新たな役割
- 3 これからのビジネス知的財産戦略

I わが国における最近の知的財産保護の

取り組みと将来像

—知的財産関連人材の養成と知的財産の推進—

はじめに

私は、自分自身の経験から、日本弁理士会東海支部などで、新規登録の弁

理士などに「弁理士の将来は大変明るく、いくらでも仕事がある」という話をしています。

その理由は、日本弁理士会においても議論されていますが、「これからの弁理士像についての議論」の1つに侵害訴訟代理権・著作権契約・特許に関するライセンス契約など、知的財産権に関する法律業務に関するところからです。というのは、現在活躍する弁理士の多くは技術系出身で、法律系の出身者（特に最近合格した弁理士）が極めて少なく、法律分野での仕事が多く存在することを認識していないことが多いからです。それ故、このような事情を知らない技術系出身の弁理士に対しては、私は、法学部で勉強するよう勧めています。

ところで、時代の変化は急ピッチで進行し、弁理士法の改正により、侵害訴訟に関する共同訴訟代理権を一定要件を満たした弁理士に与えることになりました（特許庁の審決に対する審決取消訴訟の訴訟代理権は、以前から弁理士に有ります）。そこで日本弁理士会は、日本弁護士連合会とタイアップして能力担保研修を行い、特定侵害訴訟代理権を有する弁理士の誕生に力を注いでいます。この能力担保研修を受講する前に、法学部等で、理工系出身の弁理士が「民法」や「民事訴訟法」を受講せざるを得ない時代になってきているのであります。

1 知的財産をめぐる最近の動き

(i) 国家戦略としての「知的財産戦略」の確立

このような大きな流れの中、日本や世界の知的財産権はどのように変わろうとしてきているのでしょうか。

昨年からの動きとしては、平成14年2月の小泉内閣総理大臣の政策方針演説に始まります。政策方針演説は「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産権を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産権とし

て、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。」としており、これが知的財産戦略の大きな起点となりました。

ところで、一般に「日本は応用特許が多く基本特許が少ないので……基本特許を重視すべきだ。」という説明がなされ、応用特許が悪のような印象を与えていますが、実はそうではありません。一般的な話とは異なり、産業界を含む知財担当者には次のような意見もあります。

最近の知的財産重視への急速な変化は、そもそも日本が米国の知的財産戦略に振り回されきたということに対する反省から生まれています。米国は、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」という時代に、プロパテント政策を立て、「特許権」・「著作権」等知的財産権を強力な武器にして産業の再生に乗り出しました。一方、日本には、応用発明ばかりで基礎研究（基本特許）が少ないと非難しました。この非難を踏まえて日本は、応用発明より基本発明を重視して基礎研究を強化しました。その結果、短期的に産業競争力に結びつく応用特許の取得が減少していきました。基礎研究は重要ですが、産業競争力に短期的に直結する「特許権」や「著作権」には結びつきにくいものです。その結果、日本は応用特許発明の分野でもアメリカに遅れをとってしまったところがあるといわれています。応用発明での特許取得をないがしろにしてはいけないということです。

応用分野での知的財産権が減少しますと、日本の「モノづくり」の競争力はコスト競争だけになり、安価な外国製品の影響で非常に落込んでしまいます。なぜなら、知的財産権で守られない応用技術は、誰でも利用できるのです。製造コストの安い外国での生産となるからです。このような状況下において、日本の産業の活力の再生をおこなうには、知的財産権でその応用技術を守ることも必要であり、日本が得意とする知的財産分野での保護の強化が必要で

あります。そこで、国家戦略的に知的財産戦略を見直す必要が出てきたのであります。

さて、平成14年3月に政府は、知的財産戦略会議を小泉首相直轄で設け、日本弁理士会の会長もそれに参加することとなりました。7月には知的財産戦略大綱が作成され、11月にその大綱に基づいた知的財産基本法が成立しました。この基本法には1つのファクターとして「知的財産教育」が挙げられています。平成15年3月には知的財産戦略本部が発足し、7月の段階で「知的財産推進計画」が決定され、その中にも「知的財産教育」が大きく盛り込まれました。

今年6月には大学の知的財産に関しての第2回産学官連携推進会議（内閣府・文部科学省・経済産業省・日本学術会議等主催）が開催され、「大学と知的財産戦略」というテーマで大学と知的財産はこれからどうあるべきかという内容で、パネルディスカッションがなされました。私もパネリストの1人として参加しました。理工系の大学での知的財産保護についてはそれなりの成果が期待されますが、しかし知的財産教育についての具体的活動はあまり進行していません。

多くの大学の法学部は、実は皆「法科大学院」設立に対して積極的になっていて、知的財産戦略会議で予定していた「知的財産専門職大学院」は声だけは挙がっていますが、着手する大学がありません。昨年、この知的財産専門職大学院に近いコースを最初に設けたのは東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授と思います。大学院の院生に弁理士も入れるようにして法律論のみならず、経済論や経済流通論を含めたコースを設置しました。その後、他大学も少しずつ動きだしていますが、法律系の学部においては知的財産教育について考えている大学はほとんどありません。しいていえば、大阪工業大学が法律系学部として「知的財産学部」を設置したことです。

しかし、今年7月の「知的財産推進計画」の決定が非常に大きなインパクト

トとなっているので、今後は、大きな動きがあるのではないかと考えられます。

(ii) 知的財産推進計画の構成

知的財産推進計画の構成は、第1章から第5章まで、創造分野・保護分野・活用分野・コンテンツビジネスの飛躍的拡大、人材の育成と国民意識の向上となっています。第1章から第3章までは、創造・保護・活用はいかに発明を創っていくか、これをいかに活用し、いかにして保護するかという内容であります。この部分については、本論から若干はずれてきますので、今回は第4・5章を中心に話を進めていきます。

第4章コンテンツビジネスは著作権の分野であり、法学部はコンテンツビジネスに対して大きく関与して欲しいところであります。文部科学相の諮問機関の文化審議会著作権分科会 契約・流通小委員会では、現在、著作権契約やその流通に関する議論をしている段階であります。著作権については、法律系の出身者もこの点を手掛けていかなければならないと考えられます。

第5章は、大学にとって最も重要な「人材の育成と国民意識の向上」としており、まず、「知的財産関連人材の大幅な増員と資質の向上」を掲げています。ここでは基本的な方針として、専門職の「弁護士」「弁理士」を大幅に増員していき、その資質の向上を図ることとしています。「弁護士」に関しては、現在1,000名の合格者を3,000名にしていくということになっています。一方「弁理士」については、数年前までは100名程度の合格者でしたが、現在は500人程度になっており、今年の合格者数は550名というように、大幅な増員を行っています。ちなみに、私が合格した昭和47年頃は60名～80名程度の合格者であり、当時の年代の合格者数は最高でも80名位でした。550名の合格者というのは、かなり大幅な増員であります。しかしながら、ただ増員するだけでなく、その資質が向上するような教育をどこでどう行うのかが、

次の課題であり、そのための知的財産教育・研究・研修を推進していくことが必要とされています。

昨年のはじめ、法科大学院の中に知的財産専門の法化大学院を設置しようという動きがありました。しかしながら司法試験の試験科目が明らかになり、知的財産権は選択科目として存在しているだけで、学生が飛び付くような科目ではないことがわかり、知的財産を専門とする法科大学院の出現はなくなりました。ところで、知的財産専門教育の1つとして、法律とは別に、技術系大学院で行われている MOT (management of technology) 教育をしていく必要もあると考えられています。MOT 教育は現在、早稲田大学などいくつかの大学が実施しています。しかしながら知的財産教育と一体性を持たせたものではありません。結局のところ、知的財産専門法科大学院の設立については、要望の聲が非常に高かったのですが、法科大学院には受け入れられず、別の専門職大学院と考えている大学が多いこととなります。このような状況で、知的財産専門職大学院設置の推進計画の実現は、動きがなかなか見えてこない状況といえます。

ところで、知的財産教育の推進として重要な点である社会人への知的財産教育の充実、夜間講座を開設するなどして、その充実を図ることが望まれます。また、義務教育段階においては、小・中学校における知的財産教育の義務化（小学生においては主としてモラルというかたちで取り入れる）、高等学校教育としては、産業財産権を科目の内容として取り入れ、（普通高校では特許権や商標権の理解を一部取り入れ、商業・工業高等学校においては、産業財産権を必須科目とする）その充実をはかることが必要です。そこで、日本弁理士会では、小中学校・普通高校・工業高校・商業高校に対して、要請に応じてあるいは積極的に弁理士を講師として派遣することを開始し、徐々に全国的に拡大しています。また、日本弁理士会では国民意識の向上も重要であるとして、各地で講演会を行い、知的財産に関する啓発活動を強化

しています。

2 知的財産と知的財産権

一般に知的財産といっても、知的財産と知的財産権の違いがあまり明確ではありませんでした。今後はこれを統一して国民に示そうということで、『知的財産基本法』において、「知的財産」と「知的財産権」の定義を設けました。

「知的財産」とは、権利でなく財産としてとらえるもので、発明や考案等をその内容とします。この財産のなかで発明以外でこれから非常に重要になっていくと考えられるのが、植物の新品種、意匠、著作物であります。その他、人間の創造的活動により生み出されるものがその範疇になりますが、何が新たに出現するかは分かりません。また、いわゆるブランドの問題としての商標や商号、その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するものも財産であります。営業秘密も知的財産と明確に謳っています。すなわち、事業活動に有用な、技術上または営業上の秘密情報がその範疇となります。

一方「知的財産権」には、まず産業財産権があります。以前には工業所有権といわれていたもので、平成14年12月より工業所有権という用語を使用せず、産業財産権に統一されました。よって、現在ではすべて「工業所有権」という用語は「産業財産権」に変更されています。従来、工業所有権とされていた特許権、実用新案権、意匠権、商標権を産業財産権としたのです。産業財産権以外の知的財産権には、著作権と育成者権等があります。育成者権は植物の新品種に関係する権利であります。その他知的財産に関して法令によって定められた権利、または法律上保護される利益に関する権利として、回路配置権や営業秘密に関連する権利があります。

また、不正競争防止法の中で、ある商品（最初に販売された日から起算して3年以内のもの）の形態を模倣したものを販売すると、意匠権をまだ有し

ていなくても、デッドコピーの禁止ということで、その新商品の形態は保護の対象となります。この不正競争防止法の規定は実際の訴訟においても有効に活用されており、この不正競争防止法での意匠の保護の問題は、技術系の人間の分野ではなく、法律系の分野での仕事と考えられます。このように、知的財産が従来とは違う保護方法で、その権利保護の領域が広がってきています。従いまして、この分野で職業に就く者も多くなっていくのではないかと考えられます。

3 産業財産権と著作権

産業財産権と著作権の基本的な違いについて説明します。著作権は創作により自動的に権利が発生し保護されます。国内でも国外であっても条約加盟国であれば、自動的に権利が発生するものです。すなわち、国により保護の方法は違っていても、条約加盟国であれば一応の保護を受けるということがあります。しかしながら、権利としては自動的に発生するものの、その利用が自由にできるかどうかについては、その利用は例外的な場合にのみ認めるとというのが、基本的な著作権の考え方です。行政庁の管轄については、国によって1つの行政庁による管轄と、複数の行政庁による管轄に分かれています。一方、特許・意匠・商標・実用新案をその内容とする産業財産権は、原則的に登録による権利が発生するまで自由利用が可能です。すなわち、著作権の場合とは逆で、特別なものだけを保護しようとするもので、出願、審査、登録を経て、権利が発生し保護されるということになります。要するに、日本の産業政策に合うものだけを保護していくのが特許の考え方ということになります。この場合、国別の産業立法となるので国別の出願と権利化が必要となります。あまりこのような言い方はしないのですが、産業財産権と著作権は、自由利用なのかそうでないのかが基本的な原則の違いであります。

私が、この部分での講義を学生にする時には、「産業財産権はあくまでも産業立法によるものである。日本の立法は日本の国を栄えさせるための権利を目的とするもので、アメリカの立法はアメリカ国民のためのものである」という言い方をしています。例えば、アメリカンドリームとジャパンドリームの違いが当然あるわけで、アメリカンドリームはアメリカ人のドリームであり、アメリカドリームではないのです。アメリカという地域の夢でなくアメリカ人の夢です。すなわちアメリカ人が保護されるものだという発想があります。産業財産権も同様で、アメリカ人の都合のよいように立法するのがアメリカの法律であって、日本人に都合のよいのが日本の法律であります。但し、それがあまりに異なると（不統一だと）不都合が生じるということで、世界的に統一する方向にあります。

4 法律改正と知的財産の今後の重要性

特許法の世界、あるいは商標法の世界は5年位前から大きく変化してきました。特許法や商標法などの法律が5年前のものとは全く違うものとなってきています。当時の知識にプラスした自己研鑽を続けていれば、現在の特許法も対応できますが、自己研鑽をおこたっていると判断誤りを生じさせる結果になることもあります。例えば、当時は特許権侵害にならなかった行為が、ある年から特許権侵害になるということもあります。すなわち同じ行為でありながら、過去侵害にならなかったものでも特許権侵害になるものが発生してしまうわけです。著作権も同様であり、大きな改正が今後もあるでしょう。

その理由の1つとして、日本の産業力の強化のための法律改正を挙げることができます。このように非侵害行為が侵害行為になる例を挙げます。マイクに使用するマイクスタンドの部分に発明があって、そのスタンドはマイクにしか使用できないものと考えたとします。平成14年12月までの考え方では、このような内容の特許を取得した場合には、第三者が製造したスタンドが現

実にはマイクにしか使わないものであっても、他の用途の記載がそのパンフレットにあれば特許権侵害にはなりません。しかしながら現状では、主目的がマイクスタンドであるので、それを目的として販売するという故意があれば、特許権侵害となります。このような事案の場合は、法律改正後のことをクライアント等に改めて説明しないと、「嘘をいった」ということになってしまいます。

次に、日本の特許出願には審査請求期間というものがあります。特許庁では、出願があっても即刻審査に着手するのではなく、別途の料金を支払うことによる出願審査請求手続がなされた出願についてのみ実体審査に着手します。出願から審査請求できる期限までの期間を審査請求期間といい、出願より7年間であったものを3年間に短縮しました。そこで、いつの出願のものから3年間になったかということに十分気をつけなくてはならず、どんなものについても3年間であると考えていては、間違いが起ります。また、平成16年4月以降の出願については、特許庁に支払う審査請求料金が倍になってしまいます。このように、細かい部分での改正も伴ってきています。著作権の分野においてもインターネット対応で、日本は世界に先駆け色々な改正が加えられています。

尚、著作権に関していえば、日本の法整備が世界の中でも一番整っており（日本にとっても一番よい法律）、アメリカは、著作権の法整備が最も遅れているといわれています。この遅れている部分を契約でカバーするのがアメリカ方式であります。これに対し、日本は法律が存在するのであまり契約の締結をしません。このような著作権に関する契約をすることが少ない日本の慣習が、海外との著作権契約・取引において、契約経験不足ゆえに日本企業に大きな失敗をもたらすのではないかと危惧されます。それ故、これからは契約のできる専門家がだいに必要とされてくると考えられます。

このように、産業財産権法、著作権法、営業秘密に関する不正競争防止法

に関して、幾多の改正がなされ続けています。また、条約においても変化してきています。

以上述べたように、国内の法律が大きく変化すると同様に、外国の法律も大きく変化しています。自国に有利にしていくには、どのようにしていったらよいのか。また、外国の法律にマッチングさせるにはどのようにしたらよいのか。マッチング可能なものはできるだけマッチングさせていこうという法改正が続いています。外国の法律になると実は私も、最近のものはどうなっているのか、現地の代理人に問い合わせをしないと最新情報が分からない状況であります。特にアメリカはいつ施行されるのかよく分からないような改正が多くあるので、きちんとフォローしていくことが現場の悩みになっています。

知的財産の分野は特に国際感覚が必要な分野です。すなわち、常に国際的な流れを見なければならぬのであります。実務においても同様で、外国弁理士と提携しておこなう、外国での権利の取得手続きがあります。翻すと、新しい技術・商品・商標を扱うので常に夢があるということになり、弁理士業の世界には常に夢を追い求めている人間が非常に多いといえます。技術系でも文科系でも常にこれから世の中に出現してくるものに目をむけているのです。このような意味で、国際的な保護・国際戦略という部分もその専門家の国際的な知識に基づくアドバイスに懸かってくるといえます。

話は変わりますが、今までは、主に技術の分野のことばかりで特許の世界が動いてきました。しかし昨年度後半より経済産業省あるいは特許庁がブランド戦略についての言及をはじめました。ソニーの力はどこにあるのかというと、技術力よりブランド力が強いといえる。このようなことを数式で表すような手法を採ろうというのであります。世界を舞台としたブランド戦略があるかです。国内でも最近では地方公共団体が自分たちの県のブランド戦略を非常に強く打ち出してきています。例えばお米の銘柄等です。商品の名前

をいかに強くしていくかということでもあります。残念ながら、この商標戦略の分野を詳しく知っている方が世間には少なく、結構トラブルも多いのが実情であります。

デザイン戦略についていえば、東京地域の大学は大学的財産としてこれをあまり強調していませんが、九州や沖縄の大学では「デザイン分野でよいものを造っていく」という発想で意匠権あるいは著作権をうまく利用しているという考えがあります。このようなかたちで理工系の分野のみならず法文系の分野でも拡大しつつあるのです。

また、予防法務としての特許の契約・著作権の契約・職務発明の規則、これらのようなものを作成できるのは、やはり法律系の知識を持った人間です。予防法務や予防法学は、私としては以前から働きかけてきた分野であります。最近、日本弁護士連合会も産官学連携の説明のなかで予防法務を重要視しています。

更にまた、いわゆる税関での水際での取締りも弁理士の職域であります。例えばルイ・ヴィトンの偽物が輸入されてきたとき、真偽をどのように見分けるかの説明をし、輸入差押えの手続きをするのも弁理士の職域であります。弁護士と異なり、弁理士は、例えば税関では財務省や東京税関と連携するなど、色々な省庁と関連のある資格となってきました。

5 司法制度改革と大学の動き

法学部という立場からみると、知的財産に強い国際的な弁護士が非常に要望され、そのような弁護士を生み出すのが司法制度改革の1つの流れでありました。しかし現状は法科大学院の限界として前述の「司法試験科目」との関係があり、知的財産を強調しても大学にとっては、あまりうまみのあることになりそうもない。すなわち学生が集まりそうもない感じがあります。そういうなかでも、東京地域の数大学は知的財産権についても注目するという

言い方をしています。

一方、知的財産専門職大学院構想は大きく旗は上がりましたが具体的動きはあまりありません。しいて言うならば、既存の大学院博士前期課程あるいは修士課程の専門コースとしてのプログラムとして活用する大学が多くなってきているということでもあります。前述の東京大学先端科学技術研究センターがこれに該当します。続いて東京工業大学大学院でも同様なプログラムがあります。一橋大学大学院には国際企業戦略研究科が設置されました。このような流れの中、私立大学においては、金沢工業大学大学院で工学研究科の中に知的財産専門のコースを入れることで文部科学省の認定を受けております。来年度から発足します。

今年度に学部が誕生したのが大阪工業大学知的財産学部です。当初どのくらい学生が集まるのかと思っていましたが、案外競争率が高かったという話で、人気学部の1つになっています。しかしこの大学は、当初知的財産学部ではなく大学院を設置したかったらしいのであります。ところが、「学部がないのに大学院はないだろう」という文部科学省の指摘があり、まず学部を設置しようということになったという話を聞いています。また、青山学院大学では、このような流れとは別に、法学部内の知的財産教育を強化していきたいとしています。青山学院大学からは、日本弁理士会に、個別の講師ではなく会として講師を派遣してほしいという要請が来ているようです。また別に、工学院大学でも同様にして大学院で専門コースを設置しようという動きが出ているとの情報もあります。

6 知的財産専門家の国家試験・検定

現在、知的財産専門家の国家資格・検定にどのようなものがあるかといいますと、弁理士試験が国家資格の核であります。この弁理士試験の制度は大きく変革しており、私が受験した昭和47年は、「必須専門科目5科目・選択

科目3科目の合計8科目」であったのが、平成14年度に「選択科目が1科目」になり更に、「修士課程修了者・薬剤師・行政書士の資格保有者は選択科目免除」となりました。その選択科目中に「弁理士の業務に関する法律」が入っているので、行政法や民法を学んだ修士課程修了者は選択科目免除の対象者となります。

この選択科目免除の合格者が急増しています。数字的には見えていませんが昨年度はバイオ系の出身者（薬剤師も含む）が非常に多いようです。合格者急増の理由は以前と比較して試験自体が非常に楽になったことが挙げられます。短答式試験は産業財産権4法、条約、著作権法、不正競争防止法で、論文式試験の必須科目は、「特許」・「実用新案」・「意匠」・「商標」（「条約」もその中に含む）という全部法律科目であります。従って、法学部出身者でかつ修士課程を修了していると、非常に受験しやすいです。しかし残念ながら、法学部出身者の受験者比率が今非常に低くなっています。15パーセントから20パーセントを行き来しており、以前は法律系と理工系ともに50パーセントであったが、今は8割方が理工系で、2割以下が法文系であります。法文系の中には、例えば家政科出身者や文学部出身者もいるので純粋な法律系というともっと少数と思われます。

合格者数も一挙に増加させています。司法試験についても司法試験制度改革がなされ、合格者数3千人になるのかどうか疑問であるが、そのような予定で合格者を増加させる計画がなされています。このような国家試験とは別に、国家試験の受験まではしないがその道の知識のある者を何とかしたいという、いわゆるパラリーガルの要請が非常に強くなってきました。知的財産に関するパラリーガルが非常に求められているのであります。知的財産分野でのパラリーガルは、1万8千人位が現状の必要数だといわれています。そのような人の能力検定制度を行うことを計画し、昨年知的財産検定試験についての研究会が発足しました。私もその研究会の副委員長をしていました。

平成16年2月か3月に試験を開始する予定になっています。この検定については、企業からの要望が非常に高いです。知的財産検定試験の内容には、契約や民法が入っているので、理工系の内容ではなく法文系の科目内容が中心になっています。

7 知的財産専門家の育成・教育（私見）

知的財産専門家の育成・教育は理工系側面と法文系側面ではかなり異なります。あくまでも私見ではありますが、理工系は発明とかノウハウを得意な分野とするのに対し、法文系は、例えばソフトウェア、ビジネスモデル系統の分野で能力を発揮できます。ビジネスモデルやソフトウェアの特許は電気系出身者よりも法文系出身の方がビジネスの流れを把握しているので、扱いやすい分野であります。

最近のプログラマーやシステムエンジニアの中には法学部出身者が結構います。現実には、法学部出身者の女性も大手企業のシステムエンジニアになどで頑張っており、そのような人が取組む特許の分野もこれからは非常に重要になってきます。訴訟になりますと技術系の方が弁護士や裁判官に説明するより、法文系の方が先ず技術を理解してから弁護士・裁判官に説明するほうが同じ土俵での説明となり裁判官等も理解しやすくなります。次に、ブランド（商標）・デザイン（意匠）、著作物等になれば、どちらかといえば、法文系の強みをいかせる分野と思われます。これらはブランド・デザイン・著作物を法律上その保護態様で完全に分けることはできなく、複合していることも多くなります。

法文系出身の弁理士は、弁理士登録後に理工系の大学・学部に入學し直す場合が多く、法律系出身者の多くは、法律と技術の両方のバックを持って活動することが多いと思います。それに対し、理工系出身の弁理士は法律に対して「あんな簡単なものはどうでもよい」と考えている人が多いと思われま

す。ところが、実際に契約する段階になると民法を理解していないので、法的に正しい契約書が作成できない人がいます。つい最近でも、モデルケースの「契約書」の原案に誤りが多々あり、大分修正が必要になったものがあります。

ところで、弁護士と弁理士・知的財産専門職大学院の関係をどのように考えていけばよいのでしょうか。法科大学院と知的財産専門職大学院の大きな違いは、そこでの勉学で学生（院生）が国際的な知識を身に着けるか否かにあると思います。知的財産の専門家となるには国際的な知的財産のマネジメントの知識と実務が必要です。マネジメントするには法務の問題を理解していることも必要です。ライセンスや契約ビジネス、こういったものをうまく授業に組み入れ学生が勉強していくことができれば、知的財産専門職大学院がこれから大きく伸びていくとおもわれます。理工系出身者も当然入学を希望してくるであろうし、弁理士自身もまた「知的財産マネジメント」の知識と実務は必要であります。現在、この部分を補強できる大学を弁理士会では探している状況であります。

パワーポイントによる図では、文系の大学と理工系の大学と記載してありますが、これは完全に分かれているという意味ではなく、文系は後に理工系にいき、理工系は後に文系にいくとよいという流れを表現したものであります。

8 大学における知的財産教育・研修の今後（私見）

私は、「法律系の大学でぜひ知的財産の専門コースを設置していただきたい」と考えています。この点を先に述べ、その後現在、私が若手の弁理士をどのように指導しているのかを説明します。

法律系の大学での知的財産専門コース設置は、現在の日本弁理士会の正・副会長自体、法律系出身の弁理士が少数なのでなかなか意見の通らないとこ

ろがあると考えています。ただそうはいっても、訴訟実務になってくると法律出身者とそうでない者の差が歴然としてきます。法律系大学院での知的財産の特色を強化したコース設置が私の願望であります。そうはいいながら、現状は法律系の大学は法科大学院設置で忙しく、知的財産専門コース設置まで話が進行していきません。また、理工系でも法律系でも需要がたくさんあるパラリーガルも必要となってきます。

国士舘大学について考えると、世田谷は非常に立地条件がよいところです。夜間に弁理士等が通学するためには、都心に近い所でないとだめです。また工学部があるので、院生が工学部の授業を受けられると良いでしょう。その逆も良いでしょう。参考までに、大阪工業大学では、正規の学生とは別に外部者も受講できるようになっています。40人くらいのコースで、知的財産法の知識を必要としている人を対象に特別なカリキュラムを別に設けています。このようなものを実施し、理工系の者に受講させることも1つ方法だと思います。

私自身が米国のロースクールで勉強していたとき、日本でいうフレックスが当たり前でありました。大学院というシステムになった場合は昼夜どちらでも受講できる体制をつくっておかなければ、長続きしないし、よい人物も集まりません。できるだけ多くの人に受講の機会を広げた体制が必要となってくるでしょう。

現在、重点的にいわれているのが産学連携論とか連帯推進論であります。昨日も名古屋の某国立大学で産学官連携に関わっている先生方と、大学での知的財産はどうあるべきということについて話をした際、産学連携推進論のことが出てきました。法律系の細かなカリキュラム等はやはり法律系で処理すればよいというような発想をお持ちのようであります。このような発想と、純粋な学問領域、実務を通じた学問領域は違うところがありますので、このような実務を通じた学問領域の分野の教育を遂行していただける大学の出現

が望まれます。

ところで、現在は知的財産専門職大学院を卒業しても「弁理士試験に有利になる」ということに関しては、選択科目の免除以外にありません。官庁というところは一般的に非常に保守的なところですので、今のところ特許庁では知的財産専門職大学院と弁理士試験を関連づけた「メリット」を考えたくないようであります。しかしながら、将来的には、特許法の分野についての試験の免除や専門科目の一部免除など、税理士試験制度と同様なことは、充分考えられます。日本弁理士会においても、このような制度の導入を希望しています。すなわち、このような制度の導入を検討していかないと、たとえ知的財産専門職大学院が設置されたとしても、入学希望者がなかなか集まらないということになってしまうのではないかという危惧感からです。

そうはいつでも現状でも弁理士試験は合格しやすくなっており、某国立大学大学院が考えているように、終了の段階では当然に弁理士試験に合格できる実力を有するということは実現可能であると思われます。言い換えれば、専門的な知識が充分身につくので普通の弁理士試験受験者とも違うという「メリット」があると考えられます。

II 弁理士の未来は明るい

—弁理士の仕事は意識改革でいくらかでもひろがる—

1 弁理士の意識改革

今、弁理士自身の意識改革が必要となっています。知的財産法律専門家としての役割を通じて社会貢献をしていこうというものであります。これが、私が法律系の知識の必要性を言い続けて来た所以であります。世間の評価では、弁理士は明細書の作成の代理人としての立場でしかありません。すなわち、法務専門家としての認識が低いのであります。一方社会が求めている

「知的財産専門家」としての能力は、明細書作成・分析能力は当然必要な部分として、商標・意匠戦略なども必要としています。すなわち、今後期待される能力として、経営の簡単な基本・常識・税金、マネジメントの問題、契約等予防法務等が重要であり、これらは有料ビジネスとして考えられるものです。

2 専業分野の面からの新たな役割

弁理士の専業分野は、産業財産権の分野であります。この分野では、特に大学内の発明を企業に橋渡しする仕事がたくさん出てくると考えられます。産業界と大学が結びつきながら共同開発を進めていくようになるでしょう。おそらく将来大学は、産学が結びついて研究を進めていかなければ生き残れない時代になってくると考えられます。このような場合の橋渡し役は知的財産の契約の部分をしっかり理解している者が必要です。

現在の状況を「知財バブル」と発言をされている識者がいますが、「泡」の状態ではなくこれから成長していく段階であります。

知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営している組織です。そういう仲裁業務が非常に増加してくると考えられます。意匠・商標戦略等の知的財産の国家戦略も非常に重要であります。過疎地では弁理士不足の問題があります。

①弁理士からの発信—企業・デザイナーの意識改革—

デザインが販売に与える影響を考慮しなければなりません。法律家としての弁理士から発信する必要があるのは、ブランド戦略・商標に対する意識改革の必要性です。これらのものを考慮できればビジネスチャンスが広がっていきます。

②専権から非専権へ

弁理士の専業分野ではありませんが、弁理士が関与できる分野があります。

すなわち、知的財産評価の業務、契約の分野、著作権関係の分野です。弁護士法に違反しない範囲で弁理士の分野にもなるのは、著作権の契約です。弁護士でも意外と難しいという場合が多いので、弁理士にとって非常に重要な分野となるのではないのでしょうか。日本弁理士会では、文化庁の支援を受けて、素人の人に分かりやすいビジュアルな契約書モデルの作成を行っています。モデル契約書の検討の段階では、情報工学の知識が要求されています。同じように、ノウハウ契約も弁理士でないと難しいのではないかと思います。契約ではありませんが、知的財産の財産評価も公認会計士と一緒に行うと良い業務であり、融資の額などを決定する評価にもなります。

特許の世界と商標の世界、意匠の世界は全く異なります。技術系の者が商標の評価をすることはかなり難しいです。商標の評価を正しく行うには、商標を専門的に扱える者が必要となってきます。弁理士においても商標を専門分野としている者は少なく、他の分野と兼任している場合が多いです。しかし、商標の分野だけを専門としていても十分やっていける時代が来るでしょう。

3 これからのビジネス知的財産戦略

これからのビジネス知的財産戦略はどのように進んでいくのかということについては、特に権利利用と紛争処理が、文系の人間が大きく関与できる分野になるのではないかと思います。